魚津市告示第90号

地縁による団体の告示した事項の変更について

地縁による団体の告示した事項に変更があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月3日

魚津市長 村椿 晃

- 1 地縁による団体の名称 八代区町内会
- 2 変更事項及びその内容

変更事項	新	旧
名称	八代区町内会	八代町町内会
規約に定める	会員相互が親睦を深め、敬愛	会員相互および会内外の諸団
目的	と文化の伝承を大切にする町	体との協力・協調のもとに、
	づくりを目指す。また、外部	会員の教養を高め、福祉を増
	団体と連携を密にして、生活	進し、地域生活環境の整備や
	環境の整備や防災に努め、安	防災などに努め、または行政
	全で住みよい場を構築する。	との協調・協力をすすめつつ
		住民のためのまちづくりを行
		うことを目的とする。
区域	新角川2丁目地区の1番4号	新角川二丁目1番4号から35
	から27号、2番32号から40	号、新角川二丁目2番32号か
	号、8番1号から20号、9番	ら40号、新角川二丁目8番1
	1 号から 5 号及び13号、10番	号から20号、新角川二丁目9
	3 号から17号	番1号から5号、新角川二丁
		目 9 番13号、新角川二丁目 9
		番17号、新角川二丁目10番1
		号から17号まで
代表者の氏名	濱元 一洋	臼井 隆弘
及び住所	魚津市新角川二丁目1番22号	魚津市新角川二丁目8番7号

3 届出年月日 令和6年4月1日